

# 1 普通養老保険 (新フリープラン)

<h2>契約の目的</h2>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万が一の保障 (死亡保障) と満期の楽しみ (必要なお金の準備) を兼ね備えたシンプルな保険です。</li> </ul>
<h2>商品の特長</h2> <p>📖 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</li> <li>●被保険者が保険期間中に死亡したとき ⇒「死亡保険金」 (満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)</li> <li>●「各種特約」📖②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</li> </ul>

📖 ①しおり28P参照

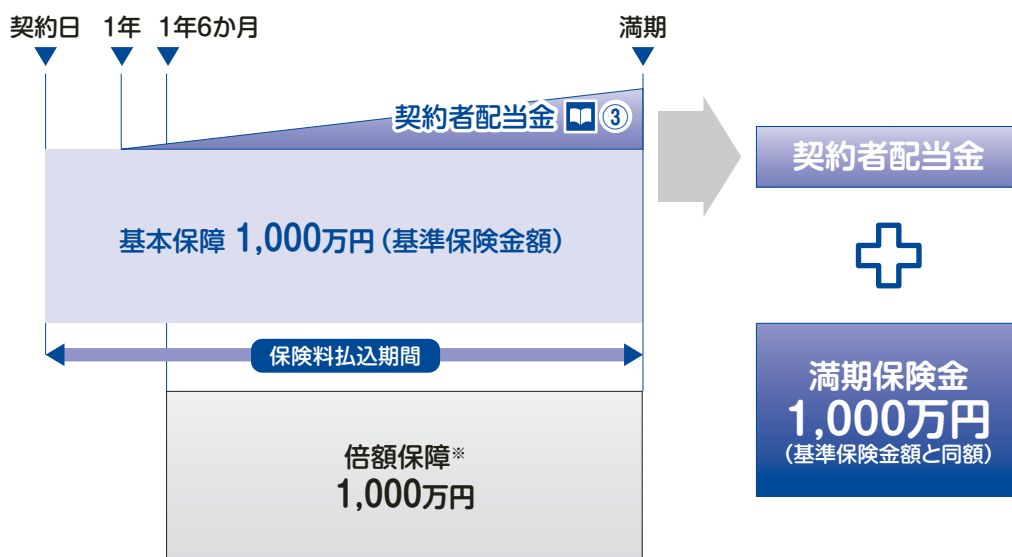
「基本契約の保障内容」

📖 ②しおり30P参照

「特約の共通事項」

## ●しくみ図

### 基準保険金額 1,000万円に加入の場合



📖 ③しおり54P参照

「契約者配当金」

#### ※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月 (契約を復活したときは、その復活日を含めて6か月) を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

## ② 特別養老保険 (新フリープラン (2・5・10倍保障型))

<p><b>契約の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万が一の保障 (死亡保障) と満期の楽しみ (必要なお金の準備) を兼ね備えた保険です。</li> <li>●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障 (死亡保障) をより少ない保険料で備えることができます。</li> </ul>						
<p><b>商品の特長</b> 📖 ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</li> <li>●被保険者が保険期間中に死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」</li> </ul> <table border="1" data-bbox="414 761 1189 940"> <tr> <td data-bbox="414 761 558 940">死亡保険金額</td> <td data-bbox="558 761 1189 817">新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の<b>2倍</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="558 817 1189 873">新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の<b>5倍</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="558 873 1189 940">新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の<b>10倍</b></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「各種特約」📖 ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</li> </ul>	死亡保険金額	新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の <b>2倍</b>		新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の <b>5倍</b>		新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の <b>10倍</b>
死亡保険金額	新フリープラン <b>2倍保障型</b> → 満期保険金の <b>2倍</b>						
	新フリープラン <b>5倍保障型</b> → 満期保険金の <b>5倍</b>						
	新フリープラン <b>10倍保障型</b> → 満期保険金の <b>10倍</b>						

📖 ①しおり29P参照

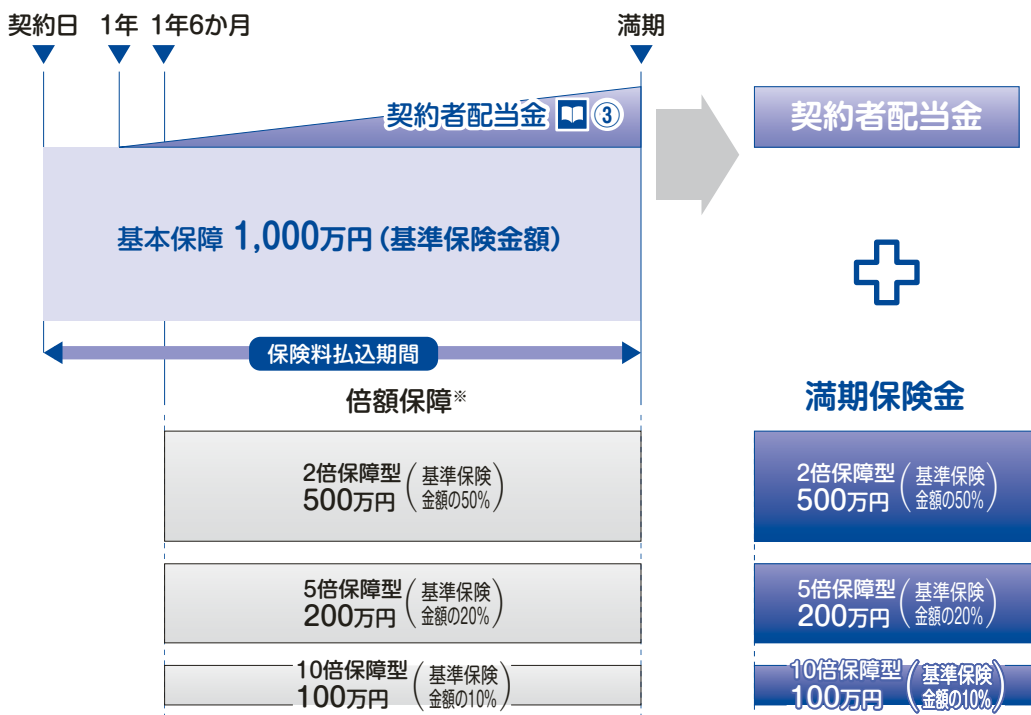
「基本契約の保障内容」

📖 ②しおり30P参照

「特約の共通事項」

### ●しくみ図

#### 基準保険金額 1,000万円に加入の場合



📖 ③しおり54P参照

「契約者配当金」

#### ※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月 (契約を復活したときは、その復活日を含めて6か月) を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。